

## ◎産科医療補償制度の見直しに伴う出産費等の額の改正について（概要）

平成27年1月1日より、産科医療補償制度に係る掛金の見直しに伴い出産費等の額が改正されます。改正内容は下記のとおりです。

### ①産科医療補償制度に係る掛金の引き下げ（平成27年1月1日以降の分娩より適用）

	現行（平成26年12月31日までの分娩に適用）	改正後（平成27年1月1日以降の分娩より適用）
掛金	30,000円	<u>16,000円</u>

### ②出産費等の額の改正（平成27年1月1日以降の分娩より適用）

	現行（平成26年12月31日までの分娩に適用）	改正後（平成27年1月1日以降の分娩より適用）
出産費等の額	390,000円	<u>404,000円</u>

### ②組合員への支給額について

産科医療補償制度の利用		産科医療補償制度掛金	出産費等	支給額
産科医療補償制度対象分娩	現行	30,000円	390,000円	420,000円
	改正後	<u>16,000円</u>	<u>404,000円</u>	<u>420,000円</u> (※支給額は現行と同額)
産科医療補償制度対象外分娩	現行	0円	390,000円	390,000円
	※1 改正後	0円	<u>404,000円</u>	<u>404,000円</u> (※支給額は、 <u>14,000円増</u> )

※1 産科医療補償制度対象外分娩とは、産科医療補償制度未加入医療機関での分娩及び在胎週数22週未満の分娩の場合をいう。

なお、上記内容及び出産費等の申請書様式につきましては、福岡市職員共済組合ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認下さい。(※FINE→福利厚生→共済→福岡市職員共済組合ホームページ →「共済組合からのお知らせ」に掲載)